

(平成21年4月1日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認群馬地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

4 件

国民年金関係 3 件

厚生年金関係 1 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年4月から38年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年4月から38年4月まで

嫁ぎ先に国民年金保険料の未納通知が届いたので、まとまったお金を持って市役所へ行ったが、簡易裁判所で納付するよう言われて、簡易裁判所で納付した。納付時期は、国民年金手帳の領収印の日付から昭和40年11月8日だと思ふ。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和40年11月8日に国民年金保険料をまとめて納付したと主張しているところ、事実、申立人が所持している国民年金手帳から、同日に同年4月から同年9月までの保険料をまとめて納付していることが確認できる上、昭和39年度の保険料についても過年度納付したことが推認される。一方、申立人が保険料を納付したとする40年11月の時点では、申立期間の保険料は時効により納付できない上、ほかに保険料をさかのぼって納付した事情も見当たらない。

また、申立人は市役所の指導で、簡易裁判所で国民年金保険料を納付したと申述しているが、簡易裁判所では保険料を取り扱えず、当時、簡易裁判所内で市役所又は社会保険事務所の職員等が保険料の収納業務を行っていた事実も確認できない上、その近辺に保険料を納付できるような施設なども見当たらなかった。

さらに、市役所の国民年金被保険者名簿及び社会保険庁の国民年金被保険者台帳（特殊台帳）において、申立期間の国民年金保険料は未納とされている上、第3回特例納付の際に作成された市の特例納付勧奨対象者整理カードの記録でも同様に未納となっており、それらの記載に不自然な点は

見当たらない。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料の納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年5月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和50年5月から53年3月まで

昭和50年のゴールデンウィークにA病院に入院して手術をした。医療費が多額だったので医師の指導により国民健康保険に加入し、同時に国民年金にも加入した。国民年金の加入手続と保険料の納付は母がしてくれた。領収書は後に母からもらったが、10年前の引っ越しの時に処分してしまった。一緒に手続をしたはずの母は50年に加入し保険料を納付しているのに、自分の分が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、その母親が国民年金保険料を納付していたと主張しているが、保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、申立人自身が国民年金の手続に関与していないため、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人が同時に国民年金の加入手続をしたと申述しているその母親の国民年金手帳記号番号は、昭和50年10月に払い出されている一方、申立人の手帳記号番号は53年9月に払い出されていることから、その母親が50年当時に、申立人の国民年金加入手続をしたとは考え難く、申立期間中、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえない。

さらに、申立人の母親については、第2回特例納付制度の実施期間中(昭和49年1月から50年12月まで)に国民年金に加入し、特例納付及び過年度納付により国民年金保険料をさかのぼって納付したことが確認できるものの、申立人については、申立人自身が保険料納付に関与していないため具体的な納付状況が不明であり、その国民年金手帳記号番号が払い出された昭和53年9月以降に特例納付及び過年度納付により申立期間の保険料

をさかのぼって納付したことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 12 月から 59 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 12 月から 59 年 12 月まで

年月が経過しているため、20 歳になった時に市役所で国民年金の加入
手続を行ったことは覚えていないが、納付書が送られてきたので国民年
金保険料を納付した記憶がある。昭和 57 年当時は学生だったため、母親
からお金を預かって、自分が銀行の窓口で納付したことを覚えているの
で調査願いたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、国民年金保険料を納付していたと主張し
ているが、保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告
書等）は無く、申立人の記憶も曖昧なため申立期間の国民年金の加入状況
及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は昭和 62 年 2 月の時点で、さかのぼって納付が可能である
60 年 1 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料を過年度納付していること
から、その時点では申立期間の保険料は時効により納付できなかったこと
が推認される上、そのほかに申立期間の保険料を納付していたことをうか
がわせるような周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 60 年 8 月に払い出されて
いるが、その時点で既に申立期間の国民年金保険料の一部は時効により納
付できない上、申立期間中、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出さ
れた形跡はうかがえない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判
断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認め
ることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年4月1日から同年8月まで
国民学校在学中にA社B工場に学徒動員され、卒業後の昭和20年4月1日からも継続的に雇用されて終戦まで働いた。卒業後の期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が地元の国民学校高等科2年生時である昭和19年に、A社B工場に学徒として勤労働員され、20年3月の卒業以後も継続して終戦まで勤務していたことについては、同校の卒業生名簿に申立人の氏名が確認できること、及び同級生である同僚の「2年生の全員が当該事業所へ学徒動員され、終戦まで働いた」という証言から確認できる。

しかしながら、社会保険事務所が保有している当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人と同様に勤労学徒動員から引き続き卒業後も同事業所に在職していた同僚60人の氏名は見当たらないことから、同事業所の事業主は当時の従業員全員を厚生年金保険の被保険者としていた事情はうかがえず、申立人のみの厚生年金保険被保険者記録が欠落している事実はない。

なお、前述の同僚から「工場は昭和20年2月以後、度々の爆撃を受け、食糧不足や資材不足も加わり、死と隣り合わせの状況の中で働く意欲も失っていた。給料が少なく厚生年金保険料を引かれていたかどうか分からない」との証言を得ており、終戦間際の労務管理が正常に機能していなかったことがうかがえる。

また、申立人は申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を保有しておらず、その記憶も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料が控除されていた

事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。